

八千代市道路用地寄附採納事務取扱要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

八千代市長 服 部 友 則

八千代市道路用地寄附採納事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、現に道路敷として供している私有財産の用地（以下「道路」という。）の寄附採納に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市が寄附を受けた道路を維持管理することにより、市民の利便性及び生活環境の基盤の整備を図ることを目的とする。

(構造等要件)

第 2 条 市が寄附を受ける道路は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 道路の車道幅員は、原則として、4メートル以上であること。
- (2) 道路の起点及び終点の接続状態が、次に掲げるいずれかの状態であること。
 - ア 道路の起点及び終点のいずれもが自動車の通行が可能な国道、県道又は市道（以下これらを「法定道路」という。）に接続しているもの
 - イ 道路の起点及び終点のいずれかが自動車の通行が可能な法定道路に接続し、他の一方が自動車の通行が可能な法定外道路（八千代市法定外公共物管理条例（平成17年八千代市条例第3号）第2条に規定する法律の適用又は準用を受けない道路をいう。）に接続しているもの
- (3) 原則として、行き止まりを有する道路でないこと。ただし、土地の形状等のやむを得ない事由により行き止まりを有する道路である場合は、次のいずれかの要件を満たしているものでなければならない。
 - ア 行き止まりの部分に転回できる広場が設けられており、道路に接して販売を目的とした宅地造成又は共同住宅等の用に供する宅地造成がなされているものであること。
 - イ 一定の期間内に既存の法定道路等と接続されることにより、公道から公道への接続となる状態が確保されることが見込まれること。

- (4) 道路の構造が階段状でないこと。
 - (5) 道路の交差部及び屈曲部には、隅切りがあること。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
 - (6) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく占用許可を受けられない物件が存在しないこと。
 - (7) 路面は、原則として、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又はこれらと同等以上の舗装とし、かつ、通行に支障がない路面状態であること。
 - (8) 縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形上又は特別の事由によりやむを得ないと認められる場合における縦断勾配は、12パーセント以下とすることができる。
 - (9) 路面の排水施設は、原則として側溝が敷設され、かつ、流末処理が適切であること。
 - (10) 路肩を有する道路にあつては、これを保護する施設として擁壁工又は法面工が施されていること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造については、道路構造令（昭和45年政令第320号）に準じ交通の安全保持に支障がなく、機能を十分に果たし得るものであること。
 - (12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条に規定する公共施設の管理者との協議として行われる道路管理者との協議において自主管理道路と定められた道路については、その協議で市に帰属しないこととする理由が解消されていること。
 - (13) 道路の利用実態について、専ら特定人のために供されるものである等の公共性の低いものではないこと。
- 2 前項各号に掲げる構造等要件の該当性の有無にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、市が寄附を受ける道路として取り扱うことができる。

（寄附要件）

第3条 道路を市に寄附する場合は、前条の規定に該当するとともに、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 市に無償で寄附できること。

- (2) 道路に、地上権その他の用益物権及び抵当権その他の担保物件が設定されていないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 道路と隣接地との境界について、次に掲げる事項が完了していること。
 - ア 関係する権利者の同意を得ていること。
 - イ 道路の境界杭等が設置されていること。
- (4) 第三者による占用物件がある場合は、その道路における当該占用物件の管理及び占用について、当該占用物件の所有者と市との間で協議が整っていること。
- (5) 寄附を行うに当たり、道路に関し新たに整備をすること等を求めないこと。

(事前相談)

第4条 道路を寄附しようとする者は、あらかじめ寄附採納事前相談書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図
- (3) 境界確定図（境界確定の手續が継続中となっている場合は、現況図等に代えることができる。）
- (4) 土地全部事項証明書（法務局の窓口で交付を受けたもの又はインターネットを利用して取得したもの）
- (5) 道路に係る舗装構成や付属施設構造図等がある場合は、道路施設構造図
- (6) 現況写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による事前相談があった場合には、速やかに現地調査等を行い、その結果を寄附採納事前相談結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、寄附をするに当たって必要な条件等があるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

(寄附手続)

第5条 前条第2項の規定により寄附を受けることが可能である旨の通知を受けた者がその対象となる道路を寄附する場合は、寄附採納申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図
- (3) 寄附をする道路に係る地積測量図
- (4) 土地全部事項証明書（寄附採納の申請を行う日前1月以内に法務局の窓口で交付を受けたものに限る。）
- (5) 現況図
- (6) 境界確定図（寄附採納後のもの）
- (7) 確定図に記載されている全ての道路境界標の写真
- (8) 道路幅員延長図
- (9) 路線調書
- (10) 隣接する土地所有者との境界確認書
- (11) 道路施設、道路付帯施設等の調書
- (12) 道路施設、道路付帯施設等の構造図及び詳細図
- (13) 寄附の対象となる部分を各方向から撮影した写真
- (14) 実印が押された登記原因証明情報兼登記承諾書
- (15) 印鑑証明書
- (16) 寄附をする道路の登記名義人が法人である場合は、資格証明書
- (17) 寄附採納事前相談結果通知書の写し
- (18) 寄附をする道路の所有者以外の者が寄附採納の申請手続を行う場合は、その申請手続を受任していることが明らかとなる委任状
- (19) 寄附をする道路に埋設物がある場合は、当該埋設物の種類、位置、埋設時期等を明らかにする資料
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(採納の拒否)

第6条 法令等に抵触し、又はそのおそれがある寄附については、寄附を受け付けないものとする。

(道路に係る登記等の処理)

第7条 寄附しようとする道路に係る分筆のための測量及び分筆の登記を行う必要があるときは、寄附しようとする者が分筆のための測量及び分筆の登記を行うものとする。

- 2 寄附しようする道路に権利等が設定されている場合は、あらかじめ、当該権利等を解除する等の必要な処理を、寄附しようとする者において行うものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 道路に係る所有権移転登記事務は、市が行うものとする。
- 4 前項に規定する所有権移転登記事務が完了したときは、市長は、寄附者に対して、受納通知書（第4号様式）によりその旨を通知するものとする。

（市道認定）

第8条 市長は、前条第2項に規定する登記事務の完了後に、道路法第8条に規定する路線の認定を行うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（私道の市道移管要綱の廃止）

- 2 私道の市道移管要綱（昭和47年八千代市訓令乙第9号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この訓令の施行の日の前日までに旧要綱第3条の規定により行われた市道への移管の申請に係る寄附採納その他の手続については、旧要綱の各規定は、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条第1項）

寄附採納事前相談書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

相談者 氏 名

連絡先

下記の対象地を市に寄附いたしたく、事前に寄附の可否について相談します。

記

対 象 地	所 在	
	地 目	
	面 積	
寄附の理由		
添 付 資 料	案内図・公図・境界確定図（確定手続中の場合は、現況図等でも可）・土地全部事項証明書・道路施設構造図・現況写真・その他（ ）	
備 考		

第2号様式（第4条第2項）

寄附採納事前相談結果通知書

第 号
年 月 日

様

八千代市長

(公印省略)

年 月 日付で相談のありました件につきまして、下記のとおり通知いたします。

記

受納について	可 能 ・ 不 可 能
対象地	八千代市
条件及び理由について	

第4号様式（第7条第4項）

受納通知書

第 号
年 月 日

様

八千代市長

（公印省略）

寄附申請のありました下記の土地につきまして、 年 月 日付けで
受納いたしましたので、通知します。

記

土地の表示

所在	地番	地目	地積（m ² ）	備考